

研修外[㊞]全日本私立幼稚園連合会
オンデマンド研修受講者用

理事選任機関設計の手引き等

作成日 令和 6 年 5 月 8 日現在

〔研修用資料〕

堂 山 宗 敬

〔研修用参加者用資料・許諾なく複製・配布・アップロード等を禁じます。〕

©MUNETAKA/DOZAN (引用部分；©文部科学省・©東京都)

研修参加者以外の閲覧を禁止します。

ご注意

本書の内容につきましては、その正誤について、保証いたしかねます。寄附行為の作成にあたっては、弁護士・司法書士等の専門家とご協議の上、文部科学省・大阪府等の所轄庁とご協議下さい。

本書は、幼稚園法人の内部勉強会資料として作成したものであり、文部科学省寄附行為作成例・私立学校法の改正について〔令和5年8月1日更新〕版を参考に作成しております。本書の記載と当該資料との間に矛盾等があった場合は、明らかに所轄庁が誤植等を認めてる場合を除き、文部科学省の資料の記述に従ってください。

研修中に本資料を訂正する場合がございます。また、後日、修正点等があった場合、フォローアップができないため、この研修を受講されない方への資料の配布等は、ご遠慮下さい。

役員(理事・監事)・評議員選任簡易一覧

研修外^秘

区分	任期	定員	親族等利害関係人	外部登用	構成	選任機関	兼職	解任機関
理事	概ね4年以内	最低5人	他0人 (本人のみ)	1人以上(必置)	園長1名以上・外部理事1名+@	理事選任機関	評議員禁止 監事禁止	理事選任機関
		6人以上	他1人 (本人含む2人)					
理事長	概ね4年以内	-	-	-	-	理事会で選定	-	理事会で解職
監事	概ね6年以内	2人以上	-	2人以上全員	理事・評議員・職員以外	評議員会	理事・評議員 ・職員禁止	評議員会
評議員	概ね6年以内	6人以上 但し、理事の員 数+1	対理事1人まで 理事との親族等なしの場合、 評議員同士2人 (本人+1人)	-	職員 1名以上総数3分の1以内	評議員会選任機関等寄附行為で、自由 設計。 ただし、理事・理事会選任1/2まで 7名の場合3名まで 7名の場合、評議員会等、理事が関与し ない組織で4名選任(解釈)	理事・監事禁止	選任機関と同じ。
				4人以上	卒園生1名以上総数3分の1以内			
					学識経験者等			

モデルケース(創立者の親族が運営しているケース)

区分	任期	定員	親族等	外部登用	構成	選任機関	兼職	解任機関
理事	概ね4年以内	6人	2人 (本人+1)	-	園長1名	理事選任機関	評議員禁止 監事禁止	理事選任機関
				1人以上	外部理事1名			
				-	園長と親族理事1名			
				-	他理事3名			
理事長	概ね4年以内	-	-	-	-	理事会で選定	-	理事会で解職
監事	概ね6年以内	2人	-	-	-	評議員会	理事・評議員・職 員禁止	評議員会
評議員	概ね6年以内	7人	1人まで	-	職員 1人(2人可)	評議員会【4人】	理事・監事禁止	評議員会
				外部登用	25歳以上卒園生1人以上			
				外部登用	学識経験者等2人			
					学識経験者等2人	理事長(会)【3人】		理事長(会)
				外部OK	創立家親族1人			

役員(理事・監事)・評議員選任

チェックリスト

理事のチェックリスト

(改正私立学校法研修会資料 © DOZAN)

	チェック	関連法
理事の就任承諾書 新任理事(履歴書)	<input type="checkbox"/> A;理事候補者は、幼稚園・認定こども園(私立学校)を運営するために必要な知識か経験のどちらかがあるか。 <input type="checkbox"/> B;理事候補者は、学校法人の適正な運営に必要な識見(物事に正しい判断を下す力)があり、社会的信望があるか。 <input type="checkbox"/> AとBのどちらも満たす人物か。 幼稚園(私立学校)の経営に必要な知識又は経験があり、且つ、法人の適正運営に識見を有する社会的信望のある者	法第30条第1項
理事の欠格事由チェック	<input type="checkbox"/> 自然人か(法人でないか) <input type="checkbox"/> 心身の故障者(精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)でないか。 <input type="checkbox"/> 学校教育法第9条各号のいずれかに該当していないか。 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 (1)禁錮以上の刑に処せられた者 (2)教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 (3)教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <input type="checkbox"/> 私立学校法で罰金刑を受けていないか、又は、私立学校法違反で罰金刑に処され、執行終了後、2年経過か、執行を受けることがなくなった日(5年の消滅時効・恩赦等)から2年経過しているか。 <input type="checkbox"/> 解散命令(法第135条第1項)を受けた学校法人の役員(理事又は監事)に就任して、解散の日前30日以内までその地位にあり、法人解散後、2年を経過しない者に該当していないか。 <input type="checkbox"/> 解任の訴えに基づく、確定判決(評議員による理事又は監事の解任の訴え)により役員を解任されていないか。又は、解任された場合に2年を経過しているか。 <input type="checkbox"/> 所轄庁から役員の解任勧告を受けて、学校法人に解任されていないか又は解任日から2年経過しているか。	法第31条第1項第1号 法第31条第1項第2号 規則案第10条 法第31条第1項第3号 法第31条第1項第4号 法第31条第1項第5号 法第31条第2項前段 法第31条第2項後段
理事の兼任禁止チェック	<input type="checkbox"/> 評議員と兼任していない。 <input type="checkbox"/> 監事と兼任していない。	法第31条第3項
理事の構成チェック ① 園長と外部理事	<input type="checkbox"/> 理事に設置学校の園長が1名以上含まれているか。 <input type="checkbox"/> 理事に 外部の人材 (選任時に理事、法人の職員、子法人の役員等(使用人含む。))が1名以上含まれているか。 子法人の範囲(学校法人が経営を支配している法人)	法第31条第4項第1号 法第31条第4項第2号 (再任時みなし規定同第5項) 子法人の範囲 規則案第11条(子法人)定義
理事の構成チェック 2 特別利害関係人	<input type="checkbox"/> 理事と特別利害関係の理事の就任は、制限の範囲内か。 <input type="checkbox"/> 他の理事と特別利害関係人は、1人以内か。(ex 本人+本人の配偶者等1人=2人) <input type="checkbox"/> 監事と特別利害関係にないか。 <input type="checkbox"/> 評議員と特別利害関係人は、1人以内か。(ex 理事本人の親族等1人) <input type="checkbox"/> 特別利害関係を有する理事の数は、理事総数の3分の1以内か。 理事Aと理事Bが親族 理事Cと理事Dが親族は、NG第6項要件を満たすが、第7項要件を満たさない。 ※特別利害関係人その1 (法第31条第6項) ①A 配偶者 ①B 三親等以内の親族 特別利害関係人その2 (法第31条第6項括弧書き施行規則第12条) ②A 事実婚の相手(1号)及び ②B 事実婚の相手の三親等以内親族のうち生計を一にする者(5号) ③A 使用人(2号)及び ③B 使用人の配偶者(4号)並びに ③C 使用人の三親等以内親族のうち生計を一にする者(5号) ④A 金銭等生計維持関係(3号)及び ④B その配偶者(4号)並びに ④C 金銭等生計維持関係者の三親等以内親族のうち生計を一にする者(5号)	法第31条第6項 規則(案)第12条 法第31条第7項
理事の任期	<input type="checkbox"/> 理事の任期は、概ね 4年以内 か。 <input type="checkbox"/> 理事の任期は、 監事及び評議員の任期を超えていない か。	法第32条第1項 法第32条第2項
理事の補欠の定め	<input type="checkbox"/> 補欠の理事を予め選任する。□しない。 <input type="checkbox"/> 予め、選任する場合、補欠の理事の任期は、前任者(退任等理事)の任期満了時まで設定するか。 <input type="checkbox"/> 補欠の理事の任期は、個別に設定するか(おすすしめない)。法第32条第3項の書きぶりから、理事の任期満了以外の事由で中途就任理事の任期は、当該時点から4年以内とすることも可能であると解される。	第30条第3項 第32条第3項

※ご注意 [誤植等の修正がある場合がございますので、研修外の使用をご遠慮下さい。修正等がある場合、研修中において、口頭で修正します。]

理事選任機関 寄附行為作成例 文科省作成案・東京都作成案・堂山作成案 比較(2023年12月21日) **研修以外での使用を禁止します(研修参加法人及び許諾者以外、閲覧不可)。**必ず専門家・所轄庁と協議下さい。

	評議員会 〔文科省例1〕	理事会 〔東京都庁事例1〕	独立した理事選任機関 〔文科省例2〕	理事会・評議員会・第三者機関の3つを理事選任 機関とする場合〔文科省例3〕
第1 機関の設置	(理事選任機関) 第7条 この法人の理事選任機関は、 評議員会 とする。	(理事選任機関) 第7条 この法人の理事選任機関は、 理事会 とする。	(理事選任機関) 設置条文がない。あった方が綺麗。 この例2は、いきなり構成員の条文から始まる。	(理事選任機関) 第7条 この法人に、次の理事選任機関を置く。 (1) 理事会 (2) 評議員会 (3) 外部理事選任委員会
第2 構成員	2 理事選任機関の 構成員は 、全ての評議員とする。	2 理事選任機関の 構成員は 、全ての理事とする。	第7条 この法人の理事選任機関の 構成員は 、	2 理事選任機関の 構成員は 、次の各号に掲げる者とする。
第3 任期	[評議員の任期なので記載を省略しているものと思われる。]	[理事の任期なので記載を省略しているものと思われる。]	理事〇名、 評議員〇名、 学外有識者〇名とする。	(1) 理事会 全ての理事 (2) 評議員会 全ての評議員 (3) 外部理事選任委員会 学外有識者〇名
第4 招集手続き	[評議員会の招集手続きと同じなので、省略しているものと思われる。]	[理事会の招集手続きと同じなので、省略しているものと思われる。]	2 理事選任機関の 構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する(※注記)。	3 外部理事選任委員会の 構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議 によって選任する。
第5 評議員会意見聴取手続き規定	[評議員会が選任機関なので記載不要]	3 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。	3 理事選任機関の構成員の 任期は 、〇年とする。	4 外部理事選任委員会の構成員の 任期は 、〇年とする。
第5 参酌規定(任意)なくても可	法第30条第2項は、単に「評議員会の意見を聴かなければならない」としか、規定していない。	4 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に 参酌し 、理事を選任しなければならない。	4 理事選任機関は、 当該 理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。	5 外部理事専任委員会は、外部理事専任委員会の決議によって定められた者が 招集する 。
第6 監事と評議員の報告のための招集請求	3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。	5 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。	5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、 あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。	6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、 あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
第7 議事録や運営に関する規定	[参酌さんしゃく]比較参照すべき一定の事情。条件を考慮に入れて、判断すること(※1)。 [斟酌しんしゃく](※2)問題となっている事情、条件などを組み上げて判断する。参酌に比して、非典型的に考慮に入れるとの感じが強い。 (※1)内閣法制局法令用語研究会・『法律用語語辞典』555頁(有斐閣・[初版]1993年12月30日) (※2)前掲※1 749頁	※注記 東京都の例は、3項と4項と5項の項の順序に違和感があるので、堂山が順番を変えている。	6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に 参酌し 、理事を選任しなければならない。	7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に 参酌し 、理事を選任しなければならない。
			7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
			8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(第4項に規定する者をいう。以下この項及び 第29条第1項第5号 において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。	9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第5項に規定する者をいう。以下この項及び 第29条第1項第5号 において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
			9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、 理事選任機関運営規程で定める。	10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、 外部理事選任委員会運営規程 で定める。
			※注記 理事選任機関の構成員を選ぶためにさらに会議体を作る? 会議体の構成メンバーは、どうする? さらに、構成メンバーを選任するための委員会を設置するのか? 無限的階層的になる。	理事選任機関の「運営」は、必要的記載事項(絶対的記載事項)であるが、文科省例では、下位の規程に委任している。この場合、認可ないし届出の対象とならないか、この点については、現在、文部科学省の法規係に照会中である。

理事選任機関 寄附行為作成例 堂山作成案 比較(2023年12月21日) **修正や現在文科省等照会中の未精査項目があるため、研修以外でのご使用をご遠慮下さい(研修参加法人及び許諾者以外の使用閲覧を禁止します)。**

〔理事選任委員会〕 〔堂山事例1〕 設置園1つ〔理事長と園長が別の法人〕	〔理事選任委員会〕 〔堂山事例2〕 設置園1つ〔理事長と園長が同一の法人〕	〔理事選任委員会〕 〔堂山事例3〕 母体宗教法人等から選任	〔理事選任委員会〕 〔堂山事例4〕 設置園2つ以上	〔理事選任委員会〕 〔堂山事例⑥〕 独任機関・想定超小規模法人参照例
<p>(理事選任機関) 第7条 この法人に理事選任機関として、理事選任委員会を置く。</p> <p>2 理事選任委員会の委員の定数(員数)は、3名とし、構成員は、次のとおりとする。 (1) 理事長 (2) ○○幼稚園園長 (3) 評議員の中から理事長が選定した者</p> <p>3 理事及び評議員の任期の規定は、理事選任委員の任期について、それぞれ準用する。この場合において、前項第1号及び第2号の委員については、「理事」を「委員」に、同項第3号の委員については、「評議員」を「委員」に読み替えるものとする。 (又は、読み替え、適用するものとする。)</p> <p>4 理事選任委員会は、第2項第1号の委員が招集する。</p> <p>5 理事選任委員会が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 理事選任委員会の決議は、委員の過半数 (3分の2)が出席し、その過半数 (3分の2の多数)をもって行う ※3人なので、過半数と3分の2は、同義。</p> <p>7 監事又は評議員会は、理事選任委員会に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任委員会を招集しなければならない。</p> <p>8 理事選任委員会の議事録その他理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事選任委員会運営規程で定める。 ※ 員数は、3名として、理事長も園長も1人なので員数記載はどちらでもよい。評議員も3-2で当然1人なので、記載しなくてもよい。もっとも、記載しておくこと一見してわかりやすい。 「評議員会の互選で選任するとした場合」 理事選任委員会の委員を選定するためだけに1回評議員会を開催する必要があり、小規模法人では、こういう規定にしてしまうと、時間的、経済的コストがかかる</p>	<p>(理事選任機関) 第7条 この法人に理事選任機関として、理事選任委員会を置く。</p> <p>2 理事選任委員会の委員の定数は、3名とし、構成員は、次のとおりとする。 (1) ○○幼稚園園長(※) (2) 理事の中から、理事長が選定した者1名 (3) 評議員の中から理事長が選定した者1名</p> <p>3 委員の任期は、前項第1号の委員については、定めのないものとし、理事及び評議員の任期の規定は、理事選任委員の任期について、それぞれ準用する。この場合において、同項第2号の委員については、「理事」を「委員」に、同項第3号の委員については、「評議員」を「委員」に読み替えるものとする。</p> <p>4 理事選任委員会は、第2項第1号の委員が招集する。</p> <p>5 理事選任委員会が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 理事選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。</p> <p>7 監事又は評議員会は、理事選任委員会に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任委員会を招集しなければならない。</p> <p>8 理事選任委員会の議事録その他理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事選任委員会運営規程で定める。 ※第1号を理事長ではなく、園長とすることで、委員の任期を定めない場合、園長である限り、選任機関の委員となることができる。 園長たる「理事」や「理事長」としてしまうと、4年の任期がくるので、重任したとしても委員の任期も一旦、切れる(もちろん重任は可能)。 法は、理事選任機関の任期についても寄附行為に委ねているので、任期を定める必要はない。</p>	<p>(理事選任機関) 第7条 この法人に理事選任機関として、理事選任委員会を置く。</p> <p>2 理事選任委員会の委員の定数、3名とし、構成員は、次のとおりとする。 (1) ○○幼稚園園長 1名※ (2) 宗教法人○○(母体)の責任役員の中から理事長が選定した者 1名 (3) 学識経験者の中から理事長が選任した者 1名</p> <p>3 委員の任期は、第2項第1号の委員については、定めのないものとし、同項第2号及び第3号の委員については、理事の任期の例によるものとする。</p> <p>4 理事選任委員会は、第2項第1号の委員が招集する。</p> <p>5 理事選任委員会が理事を選任するときは、(理事長に対し、評議員会の招集を求め、)あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 理事選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。</p> <p>7 監事又は評議員会は、理事選任委員会に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任委員会を招集しなければならない。</p> <p>8 理事選任委員会の議事録その他理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事選任委員会運営規程で定める。 設置園が2つ以上で、園長1名が理事で、他の園長が理事でない場合、園長から互選せずとも、「理事たる園長」の記載でたりる。</p>	<p>(理事選任機関) 第7条 この法人に理事選任機関として、理事選任委員会を置く。</p> <p>2 理事選任委員会の委員の定数は、3名とし、構成員は、次のとおりとする。 (1) 理事長 (1名) (2) 園長の中から理事長が選定した者 2名</p> <p>3 委員の任期は、理事の任期の例によるものとする。</p> <p>4 理事選任委員会は、第2項第1号の委員が招集する。</p> <p>5 理事選任委員会が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 理事選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。</p> <p>7 監事又は評議員会は、理事選任委員会に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任委員会を招集しなければならない。</p> <p>8 理事選任委員会の議事録その他理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事選任委員会運営規程で定める。</p>	<p>(理事選任機関) 第7条 この法人の理事選任機関は、園長とする。</p> <p>〔構成に関する規定は、独任なので不要〕</p> <p>2 理事選任機関たる園長の任期は、定めない。但し、園長でなくなったときは、この限りでない。 〔理事長の場合、理事長の任期なので記載を省略・園長の場合は、任期を定めない。〕</p> <p>〔独任機関なので招集手続不要〕</p> <p>3 理事選任機関たる園長が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。この場合において、理事選任機関たる園長は、評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。 〔独任機関なので、決議要件記載不要〕</p> <p>4 監事又は評議員会は、理事選任機関たる園長に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、監事又は評議員は、園長と協議の上、これを決するものとする。</p> <p>5 理事選任機関たる園長は、理事の選任に関する記録、その他理事選任機関の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第4章 理事の選任 寄附行為作成例 文科省作成案・東京都作成案・堂山作成案 比較(2023年12月21日) **研修以外での使用をご遠慮下さい(研修参加法人及び許諾者以外、閲覧不可)。**

	評議員会を理事選任機関 〔文科省例1〕	理事会を理事選任機関 〔東京都庁事例1〕	第三者機関を理事選任機関 〔文科省例2〕	理事会・評議員会・第三者機関の3つを理事選任 機関とする場合〔文科省例3〕
	<p>(理事の選任)</p> <p>第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 園長のうちから評議員会において選任した者 1名</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者 5名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>(理事の選任)</p> <p>第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)園長のうちから理事会において選任した者1名</p> <p>(2)前号に掲げる者のほか、理事会において選任した者5名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。 <u>東京都の例では、この条項はない。〔堂山加筆〕</u></p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が6名を前項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>(理事の選任)</p> <p>第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 園長のうちから理事選任機関において選任した者 1名(複数設置者は適宜増員)</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者 5名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>(理事の選任)</p> <p>第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長のうちから理事会において選任した者 〇名</p> <p>(2) 評議員会において選任した者 〇名</p> <p>(3) 外部理事選任委員会において選任した者 〇名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>

第4章 理事の選任 寄附行為作成例 堂山作成案 比較(2023年12月21日)

	堂山例 合議制共通 員数を第6条で記載した場合、かかない。	若干の考察	堂山例 独任制	若干の考察
	<p>(理事の定数及び選任)※員数(定数)</p> <p>第8条 この法人の理事は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 園長のうちから理事選任委員会において選任した者 1名</p> <p>(2) 学識経験者のうちから理事選任委員会において選任した者 5名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任委員会は、理事の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p> <p>(理事の定数及び選任)</p> <p>第8条 この法人の理事は、6名以上8名以下とし、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 園長のうちから理事選任委員会において選任した者 1名</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、理事選任委員会において選任した者 5名以上7名以内</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任委員会は、理事の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>理事選任委員会の内部運営規程等で、具体的に理事の選任の要件をさだめてもよい。</p> <p>Ex (必置) 園長のうちから理事選任委員会において選任した者 1名 (自由設計・ただし、外部理事1名必置)</p> <p>(2)学識経験者 1名</p> <p>(3)宗教法人〇〇から推薦されたものうちから理事選任委員会が選任した者 1名</p> <p>(4)〇〇幼稚園創立者(又は〇〇幼稚園初代園長)の三親等以内の親族のうち、理事選任委員会が選定した者 1名(他の利害関係人要件に抵触しないかチェック)</p>	<p>(理事の選任)</p> <p>第8条 理事は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 園長のうちから理事選任機関において選任した者 1名</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、学識経験者のうちから、理事選任機関において選任した者 5名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>➡自分を選任するのにおかしな定めだが、文科省は、園長も理事選任機関で選任することを要するものしているのので、一応、記載する。</p> <p>本来は、選任機関が1人で、且つ、自身の場合、</p> <p>第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)園長</p> <p>(2)理事選任機関たる園長が選任した者 5名でもよさそうなものである…が充て職だけで選任することを文科省は、認めていない。</p>

私立学校法改正に伴う寄附行為作成等についての研修会
ご参加者各位

令和6年5月8日

監事の同意書及び調査報告書について
(ひな型参考例のご提供)

講師 堂山宗敬

改正私立学校法第49条第1項では、監事選任議案について監事の過半数(2人の場合全員)の同意が義務付けられました。もっとも、改正法は、書面の作成まで要求しておりますが、実務上、同意のプロセスを書面又は電磁的記録等で記録に残すことは、重要であると思われ(経常費補助金検査等でも法令順守の観点から法人の適正運営にかかる検査項目の一となることが予想されます。)

そこで、これらの改正を受けまして、新たに追加された監事の同意書及び調査報告書のひな型(イメージ)を作成いたしました。今後、同様の書面ひな型等が学事課等の所轄庁から発表されるかもしれませんが、現時点では、公表されていません(なお、このひな形は、大阪府・文部科学省等と協議したものではありませんので、予め、ご了承下さい。)

なお、実際の書面作成等の実務におきましては、日本監査役協会、日本公認会計士協会等作成の監査役のひな型(会社法版)等をご参考に、弁護士、公認会計士、司法書士等の専門家とご協議の上、貴法人の実態に応じて、私学法の監事用にアレンジされてみてはいかがでしょうか。

なお、令和7年4月1日の法施行日より前に行う同意、調査につきましては、無効となる恐れがありますので、ご留意くださいませ。今後、修正や公式なひな型等が発表されましたら、追ってご案内申し上げます。

[注意事項]

後記の本同意書は、研修会・経営研究ゼミにご参加された園向けの**研修素材**です。ご参加者以外の方への配布等は、フォローアップできませんので、ご遠慮下さいませ。

記

第1 監事選任議案に関する監事の同意書(ひな型/法第49条第1項関係)

第2 (監事の)評議員会議案調査報告書(ひな型法第54条・施行規則改正案第18条関係)

以上

学校法人〇〇学園
理事長 〇〇〇〇 様

令和7年〇月〇日

監事の選任議案に関する監事の同意書
(私立学校法第49条第1項・堂山案)

学 校 法 人 〇 〇 学 園

監 事 〇〇〇〇 印

〔署名又は記名押印〕

※署名には、電子署名を含む

監 事 〇〇〇〇 印

私たち監事は、理事者が、令和7年6月〇〇日開催の(定時又は第〇回)評議員会に提出予定の「監事選任議案」について、私立学法第49条第1項の規定に基づき協議した結果、以下の者を監事候補者とする議案の提出に同意いたします。

記

第1 監事候補者の表示

監事候補者	住 所 (場合によって省略)	
	氏 名	(〇〇年 月 日生)

監事候補者	住 所	
	氏 名	(〇〇年 月 日生)

第2 任期

令和7年6月 日 (評議員会終結時又は選任時) より

令和〇〇年度 (令和〇年6月頃開催予定) 定時評議員会終結のときまで

以上

学校法人〇〇学園
評議員会 御中

令和7年〇月〇日

評議員会議案等調査報告書
(私立学校法第54条関係・適正意見堂山案)

学 校 法 人 〇 〇 学 園

監 事 〇〇〇〇 印

〔署名又は記名押印〕

※署名には、電子署名を含む

監 事 〇〇〇〇 印

私たち監事は、令和7年6月〇〇日開催の定時評議員会に提出予定の別紙議案及び書類等（電磁的記録によって作成されたものを含む。以下同様。）について、私立学校法第54条の規定に基づき調査しました。

記

第1 調査対象書類等及び調査方法

理事者より提出のあった令和7年6月〇〇日開催予定の定時評議員会に提出予定の議案及び全ての資料を閲覧し、法令及び寄附行為と照らし合わせる等し、疑義事項等については、理事者に問い合わせする等して調査を行いました。

第2 調査結果

調査の結果、提出される議案及び書類等については、法令若しくは寄附行為に違反し、又は、著しく不当な事項があるとは、認められず、よって、本定時評議員会に提出されている各議案及び書類等につきまして、私立学校法第54条の規定により、報告すべき事項はございません。

以上

（評議員会への報告義務は、法令違反・寄附行為違反、著しい不当事項があるときに限られます。）

従いまして、調査の結果、適正な場合は、書面の名宛人を理事会又は理事長あてにすることも考えられます。また、評議員会において、監事が調査した旨を報告し、議事録に記載するという方法も考えられる。いずれにせよ、学事課若しくは、弁護士又は公認会計士等の専門家にご照会の上、実務を行ってください。

法54条は、調査義務（前段）と調査報告義務（後段）の2種類あります。議案は、必ず調査しなければなりません。

評議員会へは、法令違反、寄附行為違反、著しく不当な場合に限られます。適法、適合性の報告をするのは任意です。

広島と大阪の研修後のフォローアップ記事です。オンデマンド研修のご参加の皆さまもご参考までに、ご一読ください。
この資料の作成時は、私学法施行令、施行規則発表前ですが、現在は、確定、公表済みです。

広島県私立幼稚園連盟 私学法研修会参加者各位
大阪府私立幼稚園連盟 私学法研修会参加者各位

令和6年5月25日

譲渡所得等の非課税特例の対象となるための標準的な寄附行為についての注意喚起

研修会講師 堂山宗敬

冠省にて失礼いたします。先日は、研修会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。
さて、ご承知のとおり、文部科学省は、「譲渡所得等の非課税特例の対象となるための標準的な寄附行為について」以下のURLのとおり、先行して公表している「都道府県知事所轄学校法人向け」との差異について概略を示し、「標準的な寄附行為」を公表しております。
研修でご案内した寄附行為作成例は、知事所轄法人の作成例を主として使っていますので、一部注意が必要な点がございますので、以下のとおりご案内申し上げます。

https://www.mext.go.jp/content/20240221-mxt_sigakugy-000021776_99.pdf

学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の標準的な寄附行為（都道府県知事所轄学校法人向け）

https://www.mext.go.jp/content/20240214-mxt_sigakugy-000021776_99.pdf

なお、本日現在、私立学校法施行令、同施行規則の確定したものが公表されていないため（改正案は公表済み）、今後も修正される可能性はありますが、国税局と協議済みのものと比較しながら、譲渡所得等の非課税特例法人の対象となられる法人の皆様におかれましては、必要な部分を修正してください。

理解が今一つ進まない場合、お時間のない方は、上記のURLと最後のページをご参照ください。

赤字部分を寄附行為の指定条文の箇所に追加してください。

次ページ以降が注意喚起のご案内となります。

第1 理事の人数

まず、研修資料でもご案内しておりますが、**理事数は、6名以上としてください。**
理事5名では要件を満たしません。→5名の法人は、ご注意ください。 **ex;理事 6名**

第2 ①理事の親族・利害関係人等の規制

理事の親族の人数要件ですが、(6人だと2人まで)、法令上の変更はありませんが、ただ、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1項が私学法第31条第6項(文部科学省例委任部分改正案参照)より「**その他の利害関係人の範囲**」がやや広範です。ほとんどは、改正私学法施行規則改正案と同じですが、寄附行為への記載を特別措置法が要求していることと、この範囲が、現時点において、私学法の要件だけでは足りないので、寄附行為作成例の第9条の赤字部分を追記してください。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の二人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)であってはならない。

②監事の親族・利害関係人等の規制

理事と同趣旨の追記です。

(監事の資格)

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

③評議員の親族・利害関係人等の規制

理事、監事と同趣旨の追記です。

(評議員の資格)

第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の二人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

第3 理事会の特別決議要件(3分の2)

寄附行為の変更、予算・事業計画の作成・変更、事業報告・計算書類・財産目録の承認等の決議には「理事の総数（現在数）の**3分の2以上**」が必要

→研修会では、3分の2の特別決議になっています。「私立学校法改正に伴う寄附行為の作成等についての研修会」2024年5月8日大阪府私立幼稚園連盟β版資料35頁、寄附行為作成例第20条第2項の箇所、2023年12月21日・広島県私立幼稚園連盟版32頁を念のため、ご確認ください。ここが過半数（普通決議）になっているとNGです。

第4 役員の地位にあることのみによっては、支給しない旨を追記

（役員及び評議員の報酬）

第52条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。**ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。**

上記部分を加えてください。

※ 大阪版62頁 広島版56頁

おそらく、多くの法人では、この部分は、現行法の寄附行為では手当されているのではないのでしょうか。

また、報酬の基準でも事実上、非常勤の非業務執行役員さんへの報酬は無報酬(出席報酬を除く)の法人が多いように思います。知事所管用の文科省の寄附行為作成例では、「ただし、～」の部分がございませんので、ご注意ください。

第5 評議員の親族・特別利害関係人の要件等の経過措置

評議員が9名以上の場合に限り置くことができる経過措置の例を追加（改正法附則第2条第2項関係）

→ **評議員が8名以下の場合、読み捨ててください。**

要するに、9名だと3分の1まで経過措置をしても、租税特別措置法の要件を満たすが、8名だと、要件を満たさなくなるため、この経過措置を使う場合は、9名以上の評議員が必要でかつその際には、経過措置条文を記載する必要がある旨の注意喚起をしているものと思われます。

ご参考

以下の部分の要件のうち、イからハは、ほぼ私学法施行規則改正案に同義の条文が掲載されていますが、「二」（いろはにの「に」）の青地の部分が、私学法の施行規則改正案には記載のない部分です。ほとんど影響はないとは思いますが、措置法の要件なので、追記してください。

租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第25条の17

第1項ないし第5項 略

- 6 贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第三号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとする。
- 一 その運営組織が適正であるとともに、**その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項及び次項第一号において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号及び同項第一号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。**
- イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- 二 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員（(1)において「会社役員」という。）又は使用人である者
- (1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となつている他の法人
- (2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

まとめ

お時間のない方へ 要するに、以下の赤字を追加してください。

理事は、6人以上か	5人の場合、6人になおす。
第9条に赤字を追加する。	(理事の資格及び構成) 第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の二人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)であってはならない。
第24条に赤字を追加する。	(監事の資格) 第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
第33条に赤字を追加	(評議員の資格) 第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の二人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
第20条第2項	「3分の2」になっているか確認。研修会資料では、「3分の2」 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。
第52条に赤字を追加	(役員及び評議員の報酬) 第52条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
評議員7名・8名の法人不要です。	評議員が9名以上の場合に限り置くことができる経過措置の例
評議員9名以上	親族、利害関係人の経過措置(令和9年4月1日まで)を設けたい場合、寄附行為作成例を参考に記載。 https://www.mext.go.jp/content/20240214-mxt_sigakugy-000021776_99.pdf この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての令

	<p>和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第33条の規定の適用については、同条中「二人」とあるのは「三人」とする。</p> <p>(注)評議員の定数が九人以上の場合に限り、置くことができる経過措置の例</p>
--	---

詳細は、作成例を比較（非課税法人版と最初の知事所轄版）してみてください。

非課税法人の適用を受けるための修正点

以上